

# 青森県報

第三千八百七十二号

平成二十六年  
七月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	（障害福祉課）	一
道路の区域の変更	（道路課）	一
道路の供用の開始	（同）	二
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（会計管理課）	二
出先機関		
道路の位置の指定	（上北地域 民 局）	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	（事務局）	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	（同）	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	（同）	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	（同）	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	（同）	六

## 告 示

## 示

### 青森県告示第五百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
特定非営利活動法人むつ市柳町一丁目五の五 つた子育支援ネットワーク らば	就労継続支援A型	むつ市柳町一丁目五の五 就労継続支援A型事業所 まひろば	平成 二六・六・三〇
社会福祉法人七峰会	居宅介護 重度訪問介護	山郷館訪問介護センター 黒石市大字甲大工町の二	"
社会福祉法人七峰会	行動援護	山郷館訪問介護センター 黒石市大字甲大工町の二	"
社会福祉法人七峰会	居宅介護 重度訪問介護	山郷館訪問介護センター 黒石市大字甲大工町の二	"
有限会社やまぶき	居宅介護	ヘルパーステーション やまぶき 弘前市大字藤内町一二の三	二六・七・三
有限会社やまぶき	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション やまぶき 弘前市大字藤内町一二の三	"

### 青森県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年八月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
1	県道	大鰐浪岡線	青森市浪岡大字浪岡字稲村二二一の二から 青森市浪岡大字浪岡字若松二二七の二二まで	後 三〇九・二〇メートル	前 三〇九・二〇メートル	二七三・六二メートル	二七三・六二メートル	
2	県道	五所川原浪岡線	青森市浪岡大字吉野田字木戸口二四の一から 青森市浪岡大字吉野田字平野一八〇の一まで	後 一八・四三メートル	前 一八・四三メートル	八五八・八二メートル	八五八・八二メートル	
3	県道	清水川滝沢野内線	青森市大字野内字菊川三五の六から 青森市大字野内字菊川四九の六まで	後 二二・二八メートル	前 二二・二八メートル	三七二・七八メートル	三七二・七八メートル	
4	県道	浪岡北中野黒石線	青森市浪岡大字浪岡字若松一三五の六から 青森市浪岡大字浪岡字若松一七八まで	後 一一・二七・七八メートル	前 一一・二七・七八メートル	五二・二〇メートル	五二・二〇メートル	

青森県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年八月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道清水川滝沢野内線	青森市大字野内字菊川三五の六から 青森市大字野内字菊川四九の六まで	平成二六・七・三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車(除雪幅二・六メートル、四百四十七キロワット級) 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年七月四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の一八

六 契約金額

六千六百六十三万六千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した  
者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効  
な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年五月二十三日

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二  
月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部  
及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十三日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市南町二丁目三二の三 八七七及び三一の三八八一	九五・九八メートル	六・〇〇メートル	平成 二 六・七

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第六条第一項の規定により政治  
団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次  
のとおり告示する。

平成二十六年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定す  
る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	届 出 年 月 日
自由民主党青森 県全管協ちんた い支部	鈴木 文武	櫻田 忠春	八戸市内丸一丁目 六の四	平成 二 六・七

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者	会計責任 者氏名	主たる事務所の所 在地	年届 月 日 出
名久保耕治後援 会	林 匡彦	甲地 治男	上北郡東北町字長 久保四二	平成 二六・四・二
瀬川武春後援会	新山 亀弥	竹内 俊彦	上北郡東北町大字 大浦字大長根三二 の二	二六・四・一〇
戸田まもる後援 会	佐々木 正昭	久保 勝廣	上北郡六ヶ所村大 字鷹架字向田一の 八七	二六・四・三
福井としかずと 青森市から変え ていく会	福井 寿和	川村 紗織	青森市西滝三丁目 二二の三一	二六・四・二五
くらしやすい平 川市を目指す会	三浦 純一	齋藤 和範	平川市尾崎浅井二 一・二の一八	二六・五・二
三浦純一後援会	木村 和俊	齋藤 和範	平川市尾崎浅井二 一・二の一八	二六・五・二
小田ゆたか後援 会	上杉 靖悠紀	鶴飼 弘美	八戸市大字尻内町 字滝谷沢一〇の三	二六・五・七
軽米智雅子後援 会	軽米 智雅子	軽米 仁	青森市西大野一丁 目一三の一〇	二六・五・八
鳴海恵一郎後援 会	鳴海 隆弘	鳴海 幸治	黒石市大字浅瀬石 字清川五五の一	二六・五・四
追風海後援会	齊藤 直飛人	齊藤 隆行	北津軽郡板柳町大 字五林平字三宅二 四の一	二六・五・三〇
青森県美容政治 連盟	白川 徹	岡本 俊久	青森市堤町一丁目 五の六	二六・五・三〇
宮下宗一郎後援 会	高松 芳昭	宮下 孝信	むつ市緑町二一の 三	二六・六・六
井上浩後援会	山下 泉	井上 洋子	五所川原市芭蕉五 の七	二六・六・九
橋本なおみ後援 会	松岡 弘	赤石 雅人	青森市桜川二丁目 五の六	二六・六・六
福士のふゆき後 援会	工藤 美和子	福士 泉	青森市桂木三丁目 二六の六	二六・六・六

久慈年和後援会	杉山 道夫	十和田市西二十二 番町二の二一	二六・六・六
洪谷いさお後援 会	洪谷 勲	青森市大字八ツ役 字芦谷三一九の七	二六・六・三〇
	洪谷 幸子		

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	年届 月 日 出
自由民主党青森県 平川市第一支部	新	平成 二六・四・四
自由民主党青森 平川市第一支部	旧	平成 二六・五・一
自由民主党青森 平川市・大鰐 町第三支部		二六・四・二五
民主党青森県総支 部連合会		二六・五・一五
民主党青森県第1 区総支部		二六・五・一五
民主党青森県第2 区総支部		二六・五・一五

葛西のりゆき後援 会連合会	三村正太郎後援会	沼山英隆後援会	奈良岡たかし後援 会	政治団体の名称	異動事項	自由民主党青森県 看護連盟支部	自由民主党十和田 支部	自由民主党青森県 看護連盟支部	自由民主党青森県 郵政政治連盟支部	民主党青森県第4 区総支部		
										主たる事務 所在地	代表者	名 称
主たる事務 所在地	主たる事務 所在地	代表者	代表者	新	八木橋 清一	代表者 齊藤 登	主たる事務 所在地	主たる事務 所在地	代表者 山本 実幸	代表者 田名部 定男	主たる事務 所在地	民主党青森県第 4区総支部
主たる事務 所在地	主たる事務 所在地	代表者	代表者	旧	小野 信吾	代表者 藤田 一則	主たる事務 所在地	主たる事務 所在地	代表者 吉沢 隆治	代表者 田名部 匡代	主たる事務 所在地	民主党青森県第 4総支部
六・四・三	六・四・五	六・四・八	平成 六・四・三	年 届 月 日 出	六・六・七	六・六・七	六・六・九	六・五・五	六・五・五	六・五・五	六・五・五	

政党以外の政治団体

青森県選挙管理委員会告示第三十四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、  
次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

北山かずえを励ま す会	新しい青森市をつ くる会	青森県看護連盟	中田やすひと後援 会	新谷泰造後援会	横山北斗後援会	小林まこと後援会	八眞会	鶴賀谷貴後援会	にいばり会	会計責任者	主たる事務 所在地	年 届 月 日 出
										代表者	代表者	代表者
北山 泰雄	福井 紗織	一町田 知子	牧野 昭子	山口 征洋	佐々木 正美	小野 俊一	小野 俊一	長濱 行雄	長濱 行雄	長濱 行雄	長濱 行雄	六・四・三
境 圭一	川村 紗織	秋村 まり子	成田 玉栄	高橋 弘次	新谷 平次	久保杉 徳実	久保杉 徳実	對馬 光久	對馬 光久	對馬 光久	對馬 光久	六・五・三
六・六・三	六・六・七	六・六・九	六・六・五	六・五・元	六・五・元	六・五・元	六・五・元	六・五・六	六・五・六	六・五・六	六・五・六	

平成二十六年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
鹿内ひろしさんの再選をめざす浪岡グループ	平成二六・三・三	平成二六・四・二
下村雅之後援会	二六・四・三〇	二六・五・二六

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
齊藤 直飛人 (青森県議会議員)	追風海後援会	齊藤 直飛人	北津軽郡板柳町大字 五林平字三宅二四の一	平成 二六・五・三〇

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	届出 年月日
葛西 憲之 (弘前市長)	にいばり会	新	平成 二六・四・三
小林 眞 (八戸市長)	八眞会	旧	平成 二六・五・二六
主たる事務所の 所在地	弘前市大字西 城北二丁目六 の一七	弘前市大字本 町六四の三	
会計責任 者の氏名	小野 俊一	久保杉 徳実	

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭